

二、中央税制の改革に関する件（可決） 中央執行委員會提出、

中央税制の根本的改訂をなし、税収入の大綱を所得税（財産税）と相続税とし、少くとも年額七億円はこの両税に依るべきこと、

改正の要綱は左の如し

一、所得税、財産税（高率累進制を採り五億円はこの税収入に依るべきこと）但し、財産総評價格五十万円以下は免税とする。

二、相続税（相続税に依り二億円の税収入を計ること、免税点は所得税に準ずる）

三、消費税の徹底的減額をなすこと、

四、生活必需品の關稅を撤廢すること、

五、地方税制の改革に関する件（可決） 中央執行委員會提出、  
本大會は左の如き現行地方税制の根本的改訂を期す、

一、炭屋税免税点の改訂  
二、特別地稅の廢止、

三、雜種稅の根本的改訂——特に諸車稅の廢止、

四、府縣營業稅の廢止  
五、新設する諸稅——土地增價稅、官地稅、庭園稅、不在地主稅、百貨店稅、商店稅、蓄妾稅、別荘稅、

六、軍備縮小に関する件（可決） 中央執行委員會提出

昭和四年度、陸海軍大臣會議は陸海軍備の縮小に關したる如き要綱を決議す、

一、軍備縮小の要綱の改訂  
二、陸海軍省を併合すべし  
三、陸海軍大臣文官制

四、海軍大臣會議と參謀本部を併合すべし然してその权限より惟懼上奏の權を廢止すべし

五、陸軍の縮小  
六、陸軍省の官制、陸軍省の廢止或は併合